〇廃棄物処理施設設置許可申請等手続フロー

設置許可申請の手続及び申請前に実施する生活環境影響調査の手順の流れです。

高崎市産業廃棄物対策課

生活環境影響調査の実施

調査事項の整理

調査対象地域の設定

現況把握

 \int 現況把握は、原則として既存の文献、資料により行なうこととし、 χ 不十分な場合は、現地での実測調査により補います。

予測

・予測は、計画している廃棄物処理施設の構造及び維持管理を前提と して、一般的に用いられている予測手法により行います。

影響の分析

影響の分析は、生活環境影響調査項目の現況把握、予測される変化 の程度及び環境基準等の目標を考慮して行ないます。

生活環境影響調査書の作成

┩ 調査結果をとりまとめ、生活環境影響調査書を作成します。

許可申請

設置許可申請の手続き

その他施設の場合

【一般廃棄物】 焼却以外のゴミ処理 施設

【産業廃棄物】

脱水施設、破砕施設、 油水分離施設、中和施 設等

最終処分場及び焼却施設等の場合

告示

- ・申請書等の縦覧 (告示から1ヶ月)
- ・関係市町村長からの意見聴取
- ・利害関係者による意見書提出

関係市町村長及び利害関係者から生 活環境保全上の見地からの意見を求 めます。

専門的知識を有する者からの意見聴取

廃棄物の処理並びに大気質、騒音、 振動、悪臭、水質及び地下水に関す る事項について意見聴取します。

基準適合の審査

許可

不許可

・設置に関する計画の技術上の基準に適合していること。

- ・設置及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全 等に適正な配慮をしていること。
- ・申請者の能力が設置及び維持管理を的確かつ継続的に行える ものであること。
- ・申請者が欠格要件に該当しないこと。

工事着工

使用前検査申請

使用前検査の実施

施設の運営開始

最終処分場又は焼却施設等は、特に次のことが義務付けられます。

- ・定期検査の実施
- ・維持管理状況に関する情報のインターネットでの公表
- ・維持管理事項の記録及び閲覧
- ・維持管理積立金(最終処分場に限ります。)